

## Seculio 利用規約

### 第1条（目的）

1 Seculio 利用規約（以下、「本規約」という。）は、LRM 株式会社（以下、「乙」という。）が「Seculio」（以下、「本サービス」という。）を、本規約を遵守することを条件として利用契約を締結した利用者（以下、「甲」という。）に提供する際の提供条件を定めるものである。

ただし、甲乙間で本サービスに関する別途の個別契約が締結された場合、個別契約の内容が本規約に優先されるものとする。

### 第2条（利用申込）

1 本サービスの利用申込にあたっては、甲は、本規約に同意の上、乙指定の本サービス利用申込フォームに虚偽の含まれない必要事項を入力し、乙に送信するものとする。ただし、本利用申込は甲乙間で別途取り交わされる契約書内の本サービスを利用する旨の記述をもって替えることが出来ることとする。（以下、本サービス利用申込に関する本条に係るフォームや書面を「利用申込フォーム等」という。）

### 第3条（サービスの種類と内容）

1 乙が一般的に提供する本サービスの種類及び内容は、別紙1に記載の通りとする。また、本サービスの種類及び内容は、甲の承諾なしに変更する場合がある。

2 甲が具体的に利用できる本サービスの種類及び内容は、甲が利用申込フォーム等で明示し、乙が承諾したものに限定する。

### 第4条（利用契約の成立）

1 本サービスの利用契約は、乙が、甲より送信された利用申込フォーム等の記入内容を受領し、乙が甲に対する本サービス提供を承諾した日（以下、「契約日」という。）に成立するものとする。

### 第5条（利用開始日）

1 乙は、契約日の翌月以降における第一営業日（以下、「利用開始日」という。）より、甲に対し本サービスの提供を開始する。ただし、甲が希望し、乙がそれに合意した場合、契約日と同月の任意の日を利用開始日とする（以下、「緊急開始」という。）こともできる。

### 第6条（サービス料金及びサービス料金の支払義務）

1 本サービスにおける料金は次の通りとし、詳細は別紙1にて定める。ただし、甲乙間で別途取り交わされる契約書内に本サービスの利用に関する事項が含まれる場合は、本条の記述は適用外とする。

1. 利用料金：本サービスの提供に伴い月単位または年単位で発生する費用。なお、緊急開

始により利用開始日が月の途中の場合となった場合であっても、利用料金は減じられない。

2. オプション料金：本サービスの提供に伴い、乙が別途で希望するオプション機能利用に必要な費用。
3. その他料金：前各号とは別に、甲乙合意の上で別途の書面によって定める、その他適当であると判断される費用。

2 甲は、乙による本サービスの提供を受けるために、乙に対し、利用申込フォーム等及び別紙1にて定められたサービス料金の支払義務を負う。

3 サービス料金の支払義務は、利用契約が成立したときに発生する。

#### 第7条（サービス料金の支払方法）

1 サービス料金の支払いにあたっては、甲が利用申込フォーム等で明示し、乙が許諾した方法によって行う。

2 前項のサービス料金の支払に伴う振込手数料等の支払いに係る手数料等は甲の負担とする。

#### 第8条（利用期間）

1 本サービスの利用期間は、利用開始日を起算日とし、12ヶ月間（以下、「初回契約期間」という。）とする。ただし、甲乙の合意の上で書面にて別途利用期間を定めることができるものとする。

2 前項に則り別途利用期間を定めた場合、本条3項、4項は適用除外とする。

3 初回契約期間満了の一ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対して文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用期間は自動的に12ヶ月間継続されるものとし、以降も同様とする。

4 前各項に定める利用期間内に甲が利用契約を解除する場合には、甲はその残存期間に係るサービス料金相当額を違約金として支払うものとする。

#### 第9条（本サービス利用におけるプラン変更）

1 甲は、別紙1に定める下位プランから上位プランへの契約内容の変更（以下、「アップグレード」という。）及び上位プランから下位プランへの契約内容の変更（以下、「ダウングレード」という。）を行うことができる。

2 アップグレード及びダウングレードにあたっては、乙指定のプラン変更フォームに虚偽の含まれない必要事項を入力し、乙に送信するものとする。ただし、アップグレード及びダウングレードは甲乙間で別途取り交わされる契約書内の本サービスのプランを変更する旨の記述をもって替えることができることとする。（以下、プラン変更に関する本条に係るフォームや書面を「プラン変更フォーム等」という。）

3 アップグレードは、乙が、甲より送信されたプラン変更フォーム等の記入内容を受領し、乙が甲に対するプラン変更を承諾した日（以下、「アップグレード日」という。）に成立するものとする。なお、アップグレードに際する追加でのサービス料金の支払いについては別紙1に定める。

4 ダウングレードは、乙が、甲より送信されたプラン変更フォーム等の記入内容を受領し、乙が甲に対するプラン変更を承諾した日から起算して直近の契約更新日（以下、「ダウングレード日」という。）に成立するものとする。

#### 第10条（認証・パスワードの管理等）

1 甲は、本サービス利用にあたり、メールアドレス及びパスワード（以下、「ID 等」という。）を登録し、利用を行うものとする。

2 甲は、本サービス利用のための ID 等を、譲渡・貸与・名義変更・売買等をしてはならないものとする。

3 甲は、自己の ID 等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ID 等が第三者に知られることのないように努めるとともに、パスワードを設定するにあたり、他人に推察されにくい、十分な文字数を有し、かつ構成が複雑なパスワードを設定する等、不正なアクセス・ログインを防止する対策を実施する責任を負う。

4 甲は、前項にも関わらず、第三者にパスワードを知られたと判断できる場合には、直ちにパスワードを変更する等の対策を実施しなければならない。

5 盗難・紛失・不正使用・他人による無断使用等の場合（委託先等を含む。）を含め、甲の ID 等の使用及び管理から生じた一切の損害について、乙は責任を負わないものとする。

#### 第11条（届出事項及び届出事項の変更）

1 甲は、本サービスの利用申込の際、自己における正当な権利を有する利用責任者等の乙所定の届出事項を、利用申込フォーム等に記載する方法または甲乙合意のなされた方法で乙へ届け出るものとする。

2 甲は、前項の届出事項にその後変更が生じた場合、遅滞なく変更後の内容を乙に電子メール等を含む書面にて届け出るものとする。この場合、乙は当該届出内容の事実を証明する書類の提示・提出を求める場合がある。

#### 第12条（同意事項）

1 甲は、本サービス利用にあたり、下記事項にあらかじめ同意するものとする。

1. 乙が、甲に対し電子メールやダイレクトメール及び郵便、電話、FAX 等の手段を用いて連絡を行うこと。
2. 乙が、甲に関する個人情報以外の情報及び本サービスの利用状況等を編集し、ウェブサイト上もしくは新聞、広告、雑誌その他の媒体に転載すること。ただし、転載内容について甲の事前の承諾を得るものとする。
3. 乙が、甲に関する個人情報以外の情報及び本サービスの利用状況について、乙あるいは協力企業、マスコミ等が編集、発行もしくは発売するものに転載すること。ただし、転載内容について甲の事前の承諾を得るものとする。

2 前項の場合、転載された掲載物の著作権は乙に帰属するものとする。ただし、甲が提供した素材等については甲に著作権が帰属するものとし、転載物に対する甲の原著作物の著作者としての権利については、甲に留保されるものとする。

3 甲が本サービスを利用することから分かる情報を、甲に関する情報であることが特定できない形で乙が利用する場合があることについて、甲はあらかじめ同意する。

#### 第13条（提供情報）

1 乙は、本サービスの提供によって甲が知り得る情報に関し、その真実性、完全性、網羅性、正確性、有用性、適切性等について、できうる限りの努力をするものとするが、それらが完全であることを保証するものではないことについて甲はあらかじめ同意する。

#### 第14条（利用者コンテンツに関する内容）

1 甲又は乙は、甲の情報を安全に保護するために必要なセキュリティ対策を実施する責任を負うこととする。また、乙は、甲又は乙がそれぞれ実施するセキュリティ対策の内容を、ウェブサイトに掲載する等、甲が利用可能な形で提供することとする。

2 甲は、次の各号に該当する場合は、乙が甲の情報を、事前の許可無く第三者に提供する場合があることに同意することとする。

1. 裁判所等から、合法的な開示の要求がある場合。
2. 法令等で求められる場合。

#### 第15条（サービスの停止）

1 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと判断した場合、甲への事前の通知及び甲による事前の承諾を要せずに、本規約に基づく本サービスの提供を停止することができるものとする。

1. 甲が、サービス料金をはじめとする乙に対する支払債務を、再三の要請にも関わらず履行しない場合。
2. 甲が乙に対して提供した利用申込フォーム等の記入内容に虚偽があると判明した場合。
3. 通常講ずべきセキュリティ対策では防止できないサイバー攻撃等による被害もしくは火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合。
4. 突発的なシステムの故障等が生じた場合。
5. その他、不測の事態により本サービスの提供を継続することが困難となった場合。

2 乙は、前項に定めるほか、予告期間を設けてウェブサイト上に公告し、又は直接甲に通知することによって、本サービスの提供を停止することができるものとする。

3 甲は、本条に定めのある乙の責によらない事象から発生する損害について、乙が免責されることに、あらかじめ同意する。

## 第16条（禁止事項）

1 甲は、本サービスの利用申込の際及び本サービスを利用するにあたり、下記行為をしてはならないものとする。

1. 虚偽もしくは不正確な情報を入力・記載する行為。
2. 他のサービス利用者又は第三者を誹謗中傷するもしくはそのおそれのある行為。
3. 他のサービス利用者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を含む一切の権利を侵害する行為。
4. 他のサービス利用者又は第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権を侵害する行為。
5. 本サービスを通じて入手した情報もしくは乙から提供を受けた著作物等の知的財産を複製、販売、出版その他方法を問わず本サービスの目的の範囲を超えて利用する行為。
6. 本サービスを利用した情報提供活動行為、営業活動行為。
7. 本サービスの運営を妨げる行為、もしくは乙の信用又は名誉を毀損するあるいはそのおそれのある行為。
8. 本サービスもしくは本サービスに類似したサービスを利用して乙と競合する業務を行う行為。
9. リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等により、本サービスを解析する行為。
10. 不正アクセスに該当する行為。
11. 過度のリクエスト等、本サービスの停止や障害を誘発する行為。
12. 乙（乙の役員・従業員を含む。）に対する誹謗中傷、脅迫、強要その他乙の正常かつ円滑な業務に支障をきたす、もしくはそのおそれのある行為。
13. 公序良俗に反する一切の行為。
14. その他法に抵触するもしくはそのおそれのある行為。

## 第17条（機密保持義務）

1 甲及び乙は、本サービスの取引を通じて知り得た相手方及び相手方の顧客、その他の第三者の秘密に属する情報（営業上もしくは技術上を問わず、その情報が公知となった場合に情報権利者に事実上の不利益が生じるものすべてを含む。）のうち機密である旨が明記された情報及び他人の個人情報について厳に秘密として保持するものとし、自己で行う場合または第三者に行わせる場合とを問わず、情報権利者の事前の承諾なしに公表、利用、複製、複写、開示、提供、漏洩してはならないものとする。

2 前項に定めのある甲及び乙の義務は、本サービス利用契約終了後も存続するものとする。

## 第18条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、本サービスの契約時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特

殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができるものとし、相手方は、これに必要な資料を提出するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間において締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲又は乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとする。また、解除を行った甲又は乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

#### 第19条（知的財産保護）

1 甲は、本サービス利用の目的で乙から提供を受けた著作物等の知的財産については、本サービス利用の目的でのみ使用を許諾されるものとし、乙の事前の書面による承諾を得ることなく他の目的で使用、複製、転写、又は頒布することはできないものとする。

2 甲は、本サービス利用が終了した場合、前項の知的財産について、速やかに乙の指示に従い、乙に返還又は安全な方法による廃棄処分を行うものとする。

3 甲は、乙からデータファイル形式により乙の知的財産を受領している場合には、本サービス利用が終了した場合、当該データを速やかに消去するものとする。

4 甲が前各項に定める規定に違反して乙に損害を与えた場合は、通常かつ直接の範囲で当該損害を賠償するものとする。

#### 第20条（損害賠償）

1 甲は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、乙は、請求原因の如何を問わず、甲が本サービスを利用することによって被った一切の損害に対する賠償責任を負わないものとする。ただし、当該損害（直接かつ通常損害に限定され、弁護士費用を含まない。）が生じた原因が、乙の故意又は重過失によるものである場合は、第6条に定めるサービス料金等のうち乙が甲から既に支払を受けた金額を上限として賠償に応じるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、一切の損害に対する賠償義務を負わないものとする。

3 甲乙が合意の上で取り交わされている契約書が別途存在する場合は契約書内の損害賠償に関する事項が優先するものとする。

#### 第21条（契約終了後の処理）

1 甲は、本規約に基づく利用契約が終了した際、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けた全ての資料等を、当該契約終了後直ちに乙の指示に従い返却、又は甲の責任で廃棄・消去するものとする。

2 乙は、本規約に基づく利用契約が終了した際、本サービスの利用にあたって生成・保管された甲の全てのデータを、契約終了から 90 日以内に消去するものとする。

#### 第 2 2 条（権利義務譲渡の禁止）

1 甲は、乙の承諾なく本規約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならない。

#### 第 2 3 条（契約の解除）

1 乙は、甲が下記のいずれかに該当する場合、何らの催告なく利用契約の全部又は一部を解除できるものとする。

1. 本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
2. 手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、又は破産、民事再生手続開始等の申立を受け、又は自ら申し出た場合。
3. サービス料金等の支払債務の一部又は全部の履行を遅滞し、又は正当な理由なく支払を拒絶した場合。
4. 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
5. 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
6. 解散、減資、事業（営業）の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
7. その他甲の責に帰すべき事由により、甲と乙との間の信頼関係の維持が困難であると乙が判断した場合。

2 前項の規定により利用契約の全部又は一部を解除した場合も、乙の甲に対する損害賠償請求権を放棄するものではない。

#### 第 2 4 条（本規約の変更）

1 乙は、甲の了承を得ることなく本規約を変更することができ、その場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によるものとする。

2 前項の変更を行う場合、契約者に不利益となる変更については、乙は事前に甲に対し、変更後の本規約の内容を、電子メールをはじめとする乙による任意の手段でもって通知する。ただし、甲の責によると判断される事由によって、当該の通知が甲に到達しなかった場合であっても、本規約の変更は有効である。

#### 第 2 5 条（管轄裁判所）

1 甲乙間に本規約に関する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意上の管轄裁判所とする。

#### 第 2 6 条（協議事項）

1 本規約に定めのない事項又は各条項につき疑義を生じた場合には甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたる。

#### 第27条（準拠法）

1 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

#### 附則

本規約は、2017年3月1日から施行する。

以上

2018年2月1日 一部改訂  
2018年10月1日 一部改訂  
2018年11月1日 一部改訂  
2018年12月13日 一部改訂



(別紙 1)

Seculio 利用におけるサービスの種類及び内容、サービス料金、プラン変更について

		スター タープラン	スタン ダード プラン	プレ ミアム プラン	エン ター プライ ズ プラン
機能	セキュリティニュース配信	利用可能	利用可能	利用可能	利用可能
	法令等管理台帳	利用可能	利用可能	利用可能	利用可能
	ソフトウェア管理台帳	利用可能	利用可能	利用可能	利用可能
	eラーニング	利用可能	利用可能	利用可能	利用可能
	ユーザーに対する教材の 延べ配信数上限（一ヶ月あたり）	30 配信	200 配信	1,000 配信	応相談
利用 料金	年払い（税別）	50,000 円	150,000 円	500,000 円	個別見積り
	月払い（税別）	5,000 円	15,000 円	50,000 円	個別見積り

◆アップグレードに際する追加でのサービス料金の支払いについて

年払いの場合・・・アップグレード日の翌月末に、次の通り、利用料金の差額を請求する。

$$(A) \div 12(\text{ヶ月}) \times (C) - (B) \div 12(\text{ヶ月}) \times (C) = \text{利用料金の差額}$$

(A) アップグレードした上位プランの利用料金(年払い)

(B) アップグレード前のプランの利用料金(年払い)

(C) アップグレード日を起算日とする利用期間内における残存月数

但し、アップグレード日を有する月は含まない。

月払いの場合・・・アップグレード日の翌日より利用料金を変更する。

以上